

滋賀縣市町村職員研修センター人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

[平成 17 年 3 月 31 日滋賀縣市町村職員研修センター条例第 2 号]

改正 令和 3 年 7 月 29 日条例第 2 号

令和 5 年 2 月 7 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第 2 条 任命権者は、毎年 7 月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員および同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免および職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限および懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修および勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉および利益の保護の状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(滋賀県人事委員会の報告)

第 4 条 滋賀県人事委員会は、滋賀縣市町村職員研修センターより公平委員会事務の委託を受けている間は、毎年 7 月末までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告するものとする。

(滋賀県人事委員会の報告事項)

第 5 条 滋賀県人事委員会が前条の規定により報告する事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第 6 条 管理者は、第 2 条および第 4 条の規定による報告を受けたときは、毎年 10 月末ま

で、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要および第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、滋賀県市町村職員研修所掲示板に掲示することにより行う。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年7月29日条例第2号)

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

付 則 (令和5年2月7日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年改正法附則第6条第1項または第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、第3条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「新人事行政公表条例」という。)第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新人事行政公表条例の規定を適用する。